

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年 2月17日

【会社名】 株式会社ニチダイ

【英訳名】 NICHIDAI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古屋 元伸

【本店の所在の場所】 京都府京田辺市新北町田13番地

【電話番号】 0 7 7 4 (6 2) 3 4 8 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 辻 寛和

【最寄りの連絡場所】 京都府京田辺市新北町田13番地

【電話番号】 0 7 7 4 (6 2) 3 4 8 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 辻 寛和

【縦覧に供する場所】 株式会社ニチダイ名古屋営業所
(愛知県名古屋市千種区桜が丘295第 8 オオタビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成26年2月14日の取締役会において、当社を存続会社として、当社の連結子会社であるニチダイプレシジョン株式会社（以下「ニチダイプレシジョン」という。）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議するとともに、同日付で当社とニチダイプレシジョンとの間で平成26年4月1日を効力発生日（予定）とする合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ニチダイプレジジョン株式会社
本店の所在地	京都府京田辺市薪北町田13番地
代表者の氏名	代表取締役社長 島崎 定
資本金の額	310百万円 (平成25年3月31日現在)
純資産の額	780百万円 (平成25年3月31日現在)
総資産の額	2,714百万円 (平成25年3月31日現在)
事業の内容	ターボチャージャー部品の製造、販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	3,250	4,597	4,366
営業利益(百万円)	75	149	29
経常利益(百万円)	100	158	59
当期純利益(百万円)	94	91	36

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社ニチダイ
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する連結子会社であります。
人的関係	当社取締役が代表取締役に就任しております。
取引関係	当社は、同社に建物等を賃貸しております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社の100%子会社であるニチダイプレジジョンは、平成20年4月1日の設立以来、ターボチャージャー部品の組立を行ってきました。現在、コスト削減を目的に、当社で培った精密鍛造技術の活用による、ターボチャージャー部品の構成部品の精密鍛造化を進めており、一部内製を始めております。今後、同様の動きを加速させていくためには、ニチダイプレジジョンにおけるターボチャージャー部品の組立部門と、当社における精密鍛造金型の開発部門及び精密鍛造品の量産部門との連携を緊密にし、開発体制を効率化することが必要になってきています。

以上のような背景のもと、当社及びニチダイプレジジョンにおける各部門の連携を強化し、シナジー効果を発揮させることを目的に本合併を行うこととしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とし、ニチダイプレジジョンを消滅会社とする吸収合併方式で、ニチダイプレジジョンは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、次のとおりであります。

合併契約書

株式会社ニチダイ（本店 京都府京田辺市薪北町田13番地。以下「甲」という）とニチダイプレジジョン株式会社（本店 京都府京田辺市薪北町田13番地。以下「乙」という）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（甲の資本金等）

合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第4条（合併効力発生日）

甲及び乙の合併効力発生日は、平成26年4月1日とする。但し、この日までに合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他止むを得ない事情があるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（会社財産の引継ぎ）

乙は、会社効力発生日までにおける計算を明確にして、合併効力発生日において財産及び権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

第6条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員のうち合併効力発生日現在在籍する者を甲の従業員として引き続き雇用する。但し、勤続年数については乙におけるそれぞれの年数を引き継ぎ、その他の取り扱いについては甲乙協議のうえ定める。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、合併効力発生日にいたるまで、善良なる管理者の注意をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後、合併効力発生日にいたるまでの間において天災地変その他の事由により甲又は乙の資産あるいは経営状況に著しい変動が生じたときは甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（費用負担）

合併実行にいたるまでの手続にかかる費用は、甲乙協議のうえ定める。

第10条（規定外事項）

本契約に規定するもののほか、合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

以上本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲乙署名または記押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成26年 2月14日

甲 京都府京田辺市薪北町田13番地
株式会社ニチダイ
代表取締役社長 古屋 元伸

乙 京都府京田辺市薪北町田13番地
ニチダイプレシジョン株式会社
代表取締役社長 島崎 定

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ニチダイ
本店の所在地	京都府京田辺市薪北町田13番地
代表者の氏名	代表取締役社長 古屋 元伸
資本金の額	1,429百万円 (平成25年 3月31日現在)
純資産の額	6,295百万円 (平成25年 3月31日現在)
総資産の額	9,736百万円 (平成25年 3月31日現在)
事業の内容	・精密鍛造金型の開発、製造、販売 ・精密鍛造品及びその関連する成形品の開発、製造、販売